

# 【避難情報の発令判断基準（土砂災害）】

以下の判断基準を基本とし、必要に応じて長野地方気象台や県に助言を求め、市職員・消防団などの巡視及び各区等から収集する現地情報なども参考に総合的に判断し、発令するものとする。

発令区分	判断基準
警戒レベル3 高齢者等避難	<p>1又は2のいずれかに該当する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂キキクルが「警戒（赤）」となった場合</li> <li>2 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</li> </ol> <p>※警戒レベル3「高齢者等避難」は、極めて短時間で局所的な大雨の場合等、明らかに土砂災害警戒情報には至らないと判断される場合は発令しないこともある。</p>
警戒レベル4 避難指示	<p>1～5のいずれかに該当する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 土砂災害警戒情報が発表された場合</li> <li>2 土砂キキクルで「危険（紫）」となった場合</li> <li>3 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</li> <li>4 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合</li> <li>5 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</li> </ol> <p>※夜間・未明であっても、上記1～2又は5に該当する場合は、警戒レベル4 避難指示を発令する。</p>
警戒レベル5 緊急安全確保	<p>1～3のいずれかに該当する場合 （災害が切迫）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合</li> <li>2 土砂キキクルで「災害切迫（黒）」となった場合</li> </ol> <p>（災害発生を確認）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3 土砂災害の発生が確認された場合</li> </ol> <p>※上記1～3は立退き避難から命を守る行動変容を特に促す場合に発令するのでもあり、必ず発令しなければならないわけではない。一方、1～3以外の場合においても居住者等に行動変容を求める場合は発令する。</p>

## その他の留意事項

- ・大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるため、発令対象区域は土砂災害警戒区域等と土砂キキクル等を加味して適切に絞り込むこと。
- ・気象台に気象見通し等の助言を求めるなど関係機関との情報交換を密に行いつつ、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握を行うこと。
- ・土砂災害の前兆現象等、自らの巡視及び各区等から収集する現地情報、市内各所の雨量計からの情報や、気象庁防災情報、長野県砂防情報ステーション等で情報収集を行うこと。
- ・上記発令区分の基準に満たさない場合であっても、過去には、土石流災害を経験した際に、累積雨量350mm以上の観測したことを参考にすること。